

## 茨木市国民健康保険高額療養費支給申請手続きの簡素化に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第27条の17の規定により手続きを省略すること（以下「手続きの簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (簡素化の対象となる手続き)

第2 高額療養費に係る療養のあった月の初日において、世帯主がこの要綱の施行の日以降に規則第27条の16に規定する高額療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を提出したときは、当該世帯主は以降の申請書の提出を省略することができる。

### (支給決定)

第3 市長は、第2の規定により申請書の提出を省略した場合においても、高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに支給決定を行い、世帯主に通知を行うものとする。

### (手続きの簡素化の停止)

第4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手続きの簡素化を停止することができる。

- (1) 当該世帯主がこの要綱の施行の日以降に提出した申請書において指定した金融機関の口座に支払いができなかったとき
- (2) 国民健康保険料の滞納があるとき
- (3) 申請書の内容に偽りその他不正があったとき

2 前項各号に該当しなくなったときは、停止を解除するものとする。

### (その他)

第5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。